埼玉学園大学・川口短期大学　機関リポジトリ

〈研究ノート〉
「大名評判記」に見る近世前期の年貢率認識

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-03-27 キーワード (Ja): 太閤検地, 年貢率, 大名評判記 キーワード (En): land surveying by “Taiko”, land tax rate, a book written about feudal lord reputation 作成者: 福澤, 徹三 メールアドレス: 所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/2000073

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 4.0 International License.

「大名評判記」に見る近世前期の年貢率認識

福澤徹三

はじめに

近世前期の村落史は、太閤検地論争の研究成果を前提としていたが、近年池上裕子は太閤検地における石高は、生産高ではなく年貢高（年貢賦課基準高）であるとし、年貢率一〇も成り立つとの見解を示している。[*1]

筆者が本誌第二〇号において検討した遠江国長上郡有玉村（現静岡県浜松市）においても、一七世紀において年貢率八を越える年貢が課されており、率直に驚いた。[*2]年貢は四公六民から六公四民の範囲で課されるものと、漠然と考えていたからである。[*3]

ところで太閤検地をめぐる研究史では、土地の丈量や年貢賦課水準の内容をめぐって多くの議論がなされてきたが、年貢率（史料上では「免」）についてはあまり検討されていないのではないか。これは、石高が生産高であれば、年貢量から年貢率が自ずと割り出されるからであろう。

しかし、池上の議論を前提にすると、年貢率について一考することも価値があろう。そこで、これも近年注目されている「大名評判記」の中の年貢率を取り上げてみたい。

一　「大名評判記」中の年貢率の扱い方

「大名評判記」とは、先行して広く紹介された『土芥寇讎記』に代表される、全国の大名について書き上げたもので、各大名の、家系・家族、略歴、居城（陣屋）、領内の様子、支配の状況、主な家老、及び大名の人柄・行跡・評判などを列挙し、論評を加えた書物の一群である。[*4]若尾政希を中心とした調査研究により、現在七種あることが分かっており、そのうち、『武家諫忍記』（万治～寛文頃〈一六六〇年前後〉のデータ）、『武家勧懲記』（延宝三年〈一六七五〉時点のデータ）、『土芥寇讎記』（元禄三年〈一六九〇〉時点のデータ）には、各大名の所領の知行制度や年貢率等に関する情報が載っている。[*5]若尾は「大名評判記」は史料として使うには謎が多すぎ、これによりかかってこれを史料として何か言おうとすることは、きわめて難しいが、これを史料として利用する以前に、作者や編集意図など、基礎的情報を解き明かす作業が必要である、とする。[*6]

そこで、まずは年貢率についての認識を表す史料として取り扱いたい。『武家諫忍記』は二五部、『武家勧懲記』は二六部が調査の中で明らかになっており、この両書はより広い範囲に受容されたと推定されている。その多くが旧大名家の蔵書の中から出てきている。[*7] もし記載されている年貢率が、当時の実情とかけ離れた荒唐無稽なものであったなら、書物としての現実性に疑問符が付くことになり、広く受容はされないのではないか。だから、統計的データが極めて少ない近世前期の年貢率認識の手掛かりとなる史料として、検討する価値はあると思うのである。ここでは、最初に成立したと考えられる『武家諫忍記』を主な分析対象とする。

二　年貢率一〇割

『武家諫忍記』には約二〇〇の大名家の記事がある。尾張大納言義直（名古屋藩）から森川出羽守重信（小弓藩）まで、家格および石高順に配列される。記載は大身の者（大藩）に厚く、少しずつ薄くなっていくが、共通の形式性を持っている。典型的である織田山城守信尚（宇多藩）を例に検討してみよう。史料を掲出し、概要をまとめた（末尾の論評部分は除いた）。[*8]

［史料］（原史料ではカタカナを用いているがひらがなに改め、読点を加えた。「／」は改行を表す）

一　織田山城守平信尚（巻十三）

内室金森出雲守女　紋瓜

本国尾州生国大和信雄孫、出雲守／信友男也、居城和州の内宇多、本知／三萬千二百石、内舎弟式部配分有／新地ひらき運上課役等外に壹万／石余、米こく生払ともに上々、年貢／所納八つ九つ又は十成、抨し[*9]七余、家／中へ四つ成、在江戸の年人有ふち、外に／模合あり、地に禽獣柴薪有、国家／の仕置吉、土地上、南都の南国の中なり／地邊に海なしといへ共諸事自由叶

家老淺岡生駒

信尚文道少々好、武道を専らにす／行跡寛轉にして侈なく、家臣并に／民をあわれみ、仁勇にして佞曲なし／誉の将と唱、舞楽をすく

［概要］

大和国宇多藩の領主織田信尚は、織田信雄の孫で、父は信友。領知は三万一二〇〇石で、新田開発により別に一万石あるという。米は生育も売り払いもかなり良い方で、年貢率は八割から一〇割、平均すると七割余りである。（地方知行の）家中は四割を受け取り、参勤交代で江戸に居る場合は扶持が出て、模合（家中同士の相互金融）もある。山地では獣類や柴・薪も豊富で、信尚による統治もよい。土地柄もよく、大和国の南の藩では中程度である。海に接してはいないが、（家中として仕えた場合も）自由である。

家老は浅岡生駒である。

信尚は文を好むこと少々で、武士に専心している。行いは寛大で奢ることなく、家臣と民を憐れみ、仁勇を備え、邪なところがない。将としての名声を保ち、舞楽を好む。

先行する浪人の就職マニュアルとして成立した『堪忍記』（寛永一九年～正保三年〈一六四二～四六〉の歴史的事実に基づいて書かれた可能性が大きい、とされている）[*10] の性質を引き継いで、

（四八）

仕官先を探す立場で、家中への物成、在江戸での扶持、家臣団互助の有無、仕官後の自由度、領主の性格や嗜好が記され、項目の一つとして年貢率がある。「年貢所納（年貢納める所）」のあと、下限と上限、ときおり平均が記される。

宇多藩では年貢率は高く、八割から一〇割という。平均して七割とするのは、不作時や水害を勘案したのだろう。従って、この数値は厳密なものではなく、目安を示しているのである。それにしても、年貢率一〇割とは驚きであるが、同時代の武士たちは違和感なく「読んだ」と理解しておきたい。また、後段の信尚の政治の評価では、これほどの高年貢率にも関わらず、「民をあわれみ」と織田信尚の治世を肯定的に評価している点が注目される。

三　年貢率の分布

前項でみたような高年貢率はどれほど見られるであろうか。一般的年貢率はどの程度であろうか。聖藩文庫本の、大名、居城・陣屋・年貢率を**表1**にまとめ、年貢率の一番高い数値を「聖」欄に表した。紙幅の関係から、池田家本、岩国徴古館本、島原市立図書館松平文庫本は数値のみとした。数値欄は、小数表記は切り捨て、下限・上限・抨しのうち最大値を採用した（第四巻秋田藩佐竹修理大夫源義隆の「四つより五つ五分抨し四つ五分」の場合、数値欄は「五」となる）。

領主と百姓との間の年貢収取の基準については、豊臣政権の天正一三―一四年（一五八五―六）における不作時の検見収穫高の二対一配分原則が知られる[11]。表1の数値は、幅のある表記の一番高い数値を採用していることから、この基準に照らせば六つおよび七つが該当しよう。**表2**で分布をまとめたが、『武家諫忍記』四本と『土芥寇讎記』ではいずれも、第一位、第二位を占めている。一方で、極端な高免と（現在の私たちからは）感じられる、九つ、一〇も一定数（最小で四・八パーセント）存在し、これをあり得ない年貢率と排した訳ではなかった。

表2　『武家諫忍記』諸本と『土芥寇讎記』の年貢率分布

	聖	池	岩	島	土芥
4つ	3	1	3	2	3
5つ	39	29	25	25	39
6つ	79	78	74	76	95
7つ	40	51	58	48	58
8つ	9	17	18	16	20
9つ	7	8	8	8	9
10	6	3	3	3	2
計	183	187	189	178	226

註：計欄は、年貢率を数値化できた数の合計である。

おわりに

以上、「大名評判記」における年貢率表記を検討したところ、秀吉が示した領主三分の二収取原則前後の年貢率が多数を占めていたものの、極端な高免（九つ、一〇）表記も散見された。

もしかしたら、確実に歴史的事実を表しているという担保のない史料の分析は、近世村落史においては必要ないのかもしれない。が、近世前期のすこぶる地域性に富んだ六万を越える村の分析を行うにあたって、何らかの見取り図を手にしたいという思いもあり、書いてみた次第である。今後は、極端な高免が存在する（かもしれない）ということを念頭に、近世前期の検地と年貢収取の

実態を、地道に明らかにしていくことが必要である。

註

*1　池上裕子「検地と石高制」（『中近世移行期の検地』岩田書院、二〇二一年）二〇八頁。初出は二〇〇四年。池上は、石高の一〇〇パーセントを年貢として収取することも可能であったが、ほとんどの場合、免除を認めるという形で、「免」が差し引かれ、江戸時代になって「免」が年貢率の意に転換して後に石高を生産高とみなす見方が生まれてきた、とする。

*2　拙稿「近世前期における村の経済環境―浜松藩領有玉村を事例に―」（『埼玉学園大学紀要　人間学部篇　第二〇号』令和二年（二〇二〇））。

*3　広く知られているのは、最もすぐれた地方第一の書とされる『地方凡例録』の「五公五民之事」の記述であろう（原著者　大石久敬・校訂者　大石慎三郎『地方凡例録　上巻』近藤出版社、一九六八年）一八七頁。「検見の法に五公五民と云ことは、其年の出来米を地頭へ半分、百姓作徳半分と取を云」と、検見時の年貢率原則を述べていることに留意が必要である。

*4　若尾政希「はじめに」（『「大名評判記」の基礎的研究Ⅱ』（二〇〇六年度日本学術振興会科学研究費補助金　基盤研究（A）「日本における書物・出版と社会変容」（課題番号一七二〇二〇一七）プロジェクト研究報告書Ⅱ　二〇〇七年三月　研究代表者・若尾政希（一橋大学大学院社会学研究科））。

*5　同「解説『土芥寇讎記』とはなにものか」（校注者　金井圓『土芥寇讎記』〈新装版〉、株式会社吉川弘文館、二〇二三年）二頁。

*6　前掲註4論文参照。

*7　前掲註4論文参照。

*8　本稿では、加賀市立図書館聖藩文庫本（一〇一）、岡山大学池田家本（一一五）、岩国徴古館本（一一六）、島原市立図書館松平文庫本（一一八）を分析対象とした（括弧内は、前掲註4論文「「大名評判記」調査一覧表」の番号である）。史料引用には聖藩文庫本を用い、表1においても同本を表記の基準とした。池田家本以外は、国文学研究資料館のホームページから閲覧可能である。

*9　管見の限り辞典類に使用例を見出せないが、「なら・す」と読み、均すの意と理解しておく。

*10　深沢秋男「如儡子の『堪忍記』（一）」（『近世初期文芸』六、一九八九）。註4論文も参照。なお、この『堪忍記』（浅井了意『堪忍記』とは別物）にも「四ツ免」「物成四ツ」「四ツ成」といった表記が見られるが、これは領主が百姓から収取する年貢の率ではなく、地方知行の武士たちが収取する年貢率である。

*11　牧原成征「身分と役」（『日本近世の秩序形成』東京大学出版会、二〇二二年）八九―九一、一〇一頁参照。初出は二〇〇四年。

表１　『武家諫忍記』の年貢率表記

巻	大名	居城・陣屋	年貢率	聖	池	岩	島
1	尾張大納言源義直卿	名護屋	ならし六つ半	6	6	6	6
	紀伊大納言源頼宣卿	和歌山	四つ五分より七つ迄	7	7	7	7
	水戸中納言源頼房卿	水戸	抨し五つ二三分	5	5	6	5
	左馬頭源綱重卿	未定	所々に有				
	右馬頭源綱吉卿	（未定）	違あり				
2	保科肥後守源正之	若松但し会津	三つ半より六つまて抨し五つ	6	6	7	6
	松平越後守源光長	越後高田	四つ五分より六つ半まて	6	5	6	5
	松平越前守源光通	越前福井	四つより六つまて抨し五つ	6	6	6	6
	松平出羽守源直政	出雲松江	四つ五分より六つ余まてならし五つ半	6	6	5	6
	松平右京太夫源頼重	讃州高松	六つより九つまて抨し七つ余	9	9	7	9
	松平犬千代丸菅原後号綱利	加賀金澤	不同あり				
	松平陸奥守藤原忠宗	奥州仙台	不同				
	松平大隅守源光久	鹿児島	違有		6	7	6
	細川六丸源氏後号綱利	肥後熊本	（記載なし）		6	6	6
3	松平右衛門佐源光之	筑前福岡	四つより六つ余まて抨五つ	6	6	6	6
	松平安藝守源光晟	藝州廣島	五つより七つまて抨し六つ余	7	7	7	7
	松平大膳太夫大江綱廣	長門の内萩	五つより六つまて抨し四つ七八分	6	7	6	7
	松平丹後守藤原光茂	肥州の内佐賀武龍蔵寺	四つ半より六まて	6	8	7	8
	井伊玄蕃頭藤原直隆	江州の内彦根又佐和山	六より七つまて	7	8	9	8
	松平新太郎源光政	備前岡山	五より六半まて抨し六つ成	6	6	6	6
	松平相模守源光仲	因幡の内取鳥（鳥取）	四つ五分より六つまて	6	6	6	6
	藤堂大学頭藤原高次	伊勢の阿野津	抨六つ五分	6	7	7	7
	松平阿波守源光隆	阿州淵津又徳嶋とも	五より七つまて抨し五つ五分	7	8	8	8
	上杉播磨守藤原實勝	奥州の内米沢	四つより六つならし四つ五分	6		5	5
	松平土佐守藤原忠義	土佐高知	抨し五つ五分	5	5	6	5
4	佐竹修理大夫源義隆	羽州の内秋田	四つより五つ五分抨四つ五分	5	5	5	5
	有馬松千代源氏後諱頼利	筑後の内久留米	三つ五分より六つまて	6	5	5	6
	森内記源長継	作州の内津山	五七分より八つ余但抨し五つ五分	8	6	6	8
	松平式部太輔源忠次	播州内姫路	八つの余或十之余有抨し七つ五分余	10	8	8	8
	松平大和守源綱隆	越後村上	三つ五分より六つまて	6	6	6	6
	本多内記藤原政勝	大和之内郡山	八つ九つ或十或は十の余	10	10	9	10
	松平下総守源清良	出羽の内山形	五つ六つ五分まて	6	6	6	7
	松平隠岐守源定行	伊予の内松山	抨し五つより八つまて	8	6	6	6
	小笠原右近将監源忠直	豊前の内小倉	七つ八つ抨し六つ余	8	8	8	8
5	酒井左衛門尉源忠治	出羽之内庄内又鶴岡共	五つ六つ抨し五つ五分	6	6	7	6
	酒井雅楽頭源忠清	上野の内前橋	五つ六つ抨し五つ二三分	6	6	6	6
	酒井修理太夫源忠直	若州小浜	六つ七つ抨し五つ七八分	7	7	7	7
	阿部伊予守安倍利重	武州の内岩付	四つより六つまて抨し五つ五六分	6	6	6	6
	立花左近将監源直茂	筑後の内柳川	四つ五つ抨し四つ二三分	5	5	5	5
	本多能登守藤原忠義	奥州の内白川	五つ六つ抨し五つ五分	6	6	6	6
	奥平美作守平忠昌	下野の内宇都宮	六つ七つ	7	7	7	6
6	松平越中守源定重	勢州桑名	五つより七つ半迄大形五物なり	7	8	8	8
	丹羽左京太夫藤原光重	奥州之内二本松	抨し五つ七八分	5	5	5	5
	南部山城守源重直	奥州の内長岡	四つより五つまて	5	6	5	6
	戸田采女正藤原氏信	濃州の内大垣	五つより八つまて抨し五つ七つ五分	8	8	8	
	土井大炊頭源利重	武蔵之内古河	四つより六つ迄抨し五つ	6	7	5	7
	水野日向守源勝貞	備後の内福山	五つより七つまて抨し五つ五分	7	7	7	7
	松平淡路守菅原利次	越中之内富山とも亦百塚とも	四つ五分	4	5	5	4
	堀田上野介紀正信	下総の内佐倉	五つより七つまて抨し六つ	7	7	7	
	永井信濃守大江尚政	山城之内淀	六つより九つ迄但し水損之年有之故抨し七つ余	9	9	9	7
	京極丹後守源高国	丹後の内宮津	七つ八つ抨し六つ二三分	8	8	8	
	真田右衛門滋野信房	信州の内松城	四つより六つ迄	6	6	6	6
7	稲葉美濃守越智正則	相州の内小田原	五つより七つまて	7	7	7	7
	小笠原信濃守源長次	豊前の内中津	四つ五つ	5	5	6	5
	大久保加賀守藤原秀任	肥前の内唐津	五つより七つまて	7	7	7	7
	阿部豊後守安倍忠秋	武州の内忍	四つより七つまて	7	7	7	7
	中川山城守源久清	豊後の内武田	四つより六つまて抨し五つ	6	6	6	6
	松平伊豆守源信綱	武州の内河越	四つより六つまて	6	6	6	6
	牧野飛騨守源忠成	越州の内長岡	四つ五つ	5	5	6	5
8	本多下総守藤原俊次	江州の内膳所	五つより八つまて	8	8	8	8
	伊達大膳太夫藤原宗利	伊予の内宇和嶋	六つまて抨し四つ二三分	6	7	7	7
	水野出羽守源忠胤	信州の内松本	三つより五つまて抨し四つまて	5	6	6	6
	松平丹波守源光重	濃州之内加納	五つ七つまて	7	7	7	7
	内藤帯刀藤原忠奥	奥州之内岩城	五つより五つ五分まて	5	6	7	6
	松平飛騨守菅原利明	加州の内大聖寺	三つ五分より五つ五分まて	5	5	5	5

巻	大名	居城・陣屋	年貢率	聖	池	岩	島
9	戸澤能登守源忠茂	羽州の内新庄	四つより六つ	6	6	7	6
	松平山城守源忠国	播州の内明石	六つより七つ五六分まで抨し六つ	7	7	8	7
	松浦肥前守源鎮信	肥前内平戸	抨し五つ	5	5	5	5
	安藤対馬守源重貞	上州の内高崎	五つより六つ五分まで	6	6	7	6
	相馬長門守勝胤	奥州の内中村	四つより六つまで抨し五つ	6	6	7	6
	加藤出羽守藤原泰真	伊予の内大洲	五つより八つ迄抨し六つ二三分	8	8	8	8
	岡部美濃守藤原宣勝	泉州の内岸和田	七つより九つ余ならし八つなり	9	9	9	9
	仙石越前守藤原政俊	信州の内上田	四つより六つまで抨し五つの少し余	6	6	7	
	浅野内匠頭源長直	播州の内赤穂	五つより七つまで抨し六つ	7	7	7	7
	脇坂中務少輔藤原安吉	信州の内飯田	五つより六つ五分まで	6	6	6	
	有馬左衛門佐藤原康純	日州の内縣	四つより五つまで	5	5	7	5
	伊藤大和守藤原祐久	日向の内飫肥	四つより五つ二三分まで	5	5	7	5
	稲葉能登守越智信通	豊後の内臼杵	四つより五つまで	5	5	6	5
	松平周防守源康政	石州の内浜田	五つより六つ五分まで	6	6	7	6
	京極百助近江源氏佐々木	讃州の内丸亀	（記載なし）			6	
10	井上河内守源正利	常州笠間	五つ或四つ二三分或三つ五分有	5	6	8	6
	浅野因幡守源長治	備後の内三好	四つより五つ七八分まで	5	5	5	5
	松平若狭守源康信	丹波笹山	六つ成	6	7	7	7
	本多越前守藤原利長	遠州の内横須加	四つより六つ迄抨し五つ五分	6	7	7	7
	秋田安房守安倍盛季	奥州の内三春	四つ五つ	5	5	4	5
	水野監物源忠喜	参州之内岡崎	六つより七つ半まてならし六つ五分	7	8	8	8
	石川主殿頭源昌勝	伊勢之内亀山	五つより六半まて抨し六つ也	6	7	7	9
	小出大和守藤原吉英	但馬の内出石	五より七まて抨し六つ	7	6	6	6
	青山因幡守菅原宗俊	伊予の内小渚	五つより七つまて	7	7	7	7
	内藤豊前守藤原信照	奥州棚倉	三つ半より五つまて	5	5	5	5
	溝口出雲守源宣直	越後の内新発田	三つ四つ七八分	4	4	4	4
	松平但馬守源直冨	越前の内大野	三つより五つまて	5	6	6	6
11	松平和泉守源乗久	上野之内館林	五つより六つ五分迄抨し五つ五分	6	6	7	6
	板倉安房守源重卿	総州の内関宿	五つより六つ七八分まて	6	6	6	7
	青山大膳亮菅原幸利	摂州の内尼ヶ崎	六つより八つまて大形七つ八分抨し	8	8	8	8
	松平主殿頭源忠房	丹波福知山	四つより六つまて	6	6	5	6
	津軽越中守藤原信政	奥州の内弘前	四つ五つ	5	5	5	5
	亀井能登守源茲政	石州の内津和野	四つ五つ大かた四つ六七分成	5	5	5	5
	本多飛騨守藤原玄昭	越前の内丸岡	五つ六つ抨し五つ余	6	6	6	6
	高力左近太夫平隆信	肥前の内島原	五つより七つ五分まて	7	7	7	
	六郷伊賀守藤原政勝				6	6	6
	松平遠江守源忠樹	信州の内飯山	五つ六つまて	6	6	6	6
	水谷伊勢守藤原勝隆	備中の内松山	五つより七つまて	7	7	7	7
	小笠原壱岐守源忠知	参河吉田	四つより六つ七つまて	7	7	6	7
12	松平伊賀守源忠勝	丹波之内亀山	五つ六つ抨し五つ半	6	6	6	6
	金森長門守藤原頼直	飛州の内高山	四つより五つ半まて	5	5	5	5
	永井日向守大江直清	摂州之内高槻	七つより九つまて抨し七つ	9	9	9	9
	井伊兵部少輔藤原直之	遠州の内掛川	五つ六つ半	6	7	7	7
	内藤飛騨守藤原忠種	勢州の内鳥羽	四つ半より六つ	6	5	5	5
	九鬼孫次郎藤原後号隆昌	摂州之内三田	五つより六つ二三分まて	6	6	6	6
	太田備中守源資宗	遠州浜松	六つ七つ抨し六つ二三分	7	7	7	7
	鳥井主膳正平忠春	信州の内高遠	四つより六つ	6	6	6	6
	諏訪因幡守源忠恒	信州の内諏訪	五つ六つ抨し五つ七八分	6	7	7	7
	松平市正源直次	豊後之内木槻	五つ六つまて抨し四つ二三分	6	6	6	6
	牧野佐渡守源親成	京都所司代二條	七つより九つまて抨し七つ	9	10	10	8
13	松平美作守源定房	伊予の内今治	五つより七つまて	7	7	7	7
	真田伊賀守滋野氏信	上野の内沼田	五つより七つまて	7	7	6	7
	松平備後守源恒元	播州の内完栗	五つより七つまて抨し六つ余	7	5	7	7
	秋月佐渡守大蔵種信	日州財部	五つ六つまて	6	6	7	7
	堀丹後守藤原直吉	越後の内村松	五つ六つまて	6	6	6	6
	一柳監物源直奥	（予）州の内北浜	五つより七つまてならし六つ余	7	7	7	
	酒井日向守源忠能	信州の内小室	五つ六つ	6	6	6	6
	朽木民部少輔源種綱	常陸の内土浦	六つ	6	7	7	6
	織田山城守平信尚	和州の内宇多	八つ九つ又は十成抨し七つ余	10	10	10	10
14	大村因幡守源純長	肥前の大村	四つより六つまて	6	6	6	6
	新庄隠岐守源直時	常陸の内麻生	四つより六つまて	6	6	6	6
	小出伊勢守藤原吉親	丹波の内園部	四つより六つ迄	6	6	5	6
	土岐山城守源頼行	出羽の内上山	五つ六つまて	6	6	6	6
	西尾丹後守源忠照	駿河の内田中	六つ七	7	7	7	7
	木下淡路守豊臣利貞	備中の内足附	五つ六つ	6	6	6	6
	木下右衛門太夫豊臣俊長	豊後の内日出	四つより六つ五六分まて抨し四つ七八分	6	6	6	6
	遠藤備前守藤原常季	濃州之内八幡	五つより七つ迄	7	7	8	7
	小笠原土佐守源貞信	美濃の内高洲	六つ七つ	7	7	7	7

巻	大名	居城・陣屋	年貢率	聖	池	岩	島
14	戸川土佐守藤原正安	備中之内庭瀬	六つ七つ	7	7	7	7
	松平将監源忠照	豊後之内府内	五つ七つまて	7	7	6	7
	相良遠江守藤原長武	肥後之内求麻	四つより六つまて抨し五つ	6	6	7	6
	土屋民部少輔源利直	上総の内久留里	四つより六つ五六分迄抨し五つ	6	6	7	6
	植村右衛門佐源家貞	大和之内高取	六つより九つまて抨し七つ五分	9	9	10	9
15	稲垣信濃守源重祥	参河苅谷	五つより七つまて	7	6	6	6
	織田内記平信久	上野尾畑	四つ五分より五つ余まて	5	6	6	6
	堀美作守菅原親昌	下野烏山	五つ六つまて	6	7	6	7
	九鬼式部少輔藤原隆季	丹波綾部	五つより六つまて	6	6	6	6
	酒井大学頭源忠朝	出羽之内（沢）	五つより六つまて	6	6	6	6
	土方河内守源雄次	羽州窪田	三つ半より五つ半まて	5	6	6	6
	岩城伊予守平重隆	出羽亀田	五つ六二三分まて	6	7	6	7
	三浦志摩守平安次	下野壬生	五つより六つまて	6	7	6	7
	分部伊賀守藤原嘉高	江州大溝	六つ七つまて	7	7	7	7
	宗対馬守平義真	対馬府中	（記載なし）				
	松平備前守源隆綱	参州玉縄	五つより六つ半まてならし五つ二三分	6	7	7	6
	水野備後守源元綱	上野安中	四つ七八分	4	6	6	
	石川若狭守源惣良	勢州神戸	五つより七つ五分抨し六つ成	7	8	8	8
	増山兵部少輔藤原	参河西尾	五つより六つ五分まて	6	6	6	6
16	丹羽式部少輔源氏定	参州の内岩村	五つより七まて	7	7	7	7
	大関土佐守源増親	下野之内黒羽	五つ成	5	5	5	5
	秋元但馬守藤原喬朝	甲斐の内郡内	五つより六つの余	6	7	7	7
	保科越前守源正景	上州の内、定江戸	所による				
	市橋下総守藤原政信	近江の内仁正寺	六つ五分	6	7	7	7
	桑山修理亮藤原一玄	和州の内新庄	七つより十まて	10	8	8	10
	細川豊前守源奥隆	茂木	四つ五つ五分まて	5	6	6	6
	五嶋淡路守平盛勝	肥前の内五嶋	三つより五つまて	5	6	6	6
	内田長十郎藤原後正衆	鹿沼	三つより五つまて抨し四つ余	5	6	6	6
	松平出雲守源重治	佐貫	祥にをよはす				
	堀田備中守紀正俊	守屋	五つより六まて	6	6	6	6
	京極主膳正源高通	丹州領嶺山	四つ五つ五分まて	5	5	5	5
	片桐石見守源奥昌	和州の内小泉	六つより十まてならし八つ余	10	9	9	9
	久留嶋信濃守源通清	豊後の内森村	五つまてなり	5	5	6	6
17	太田原備前守藤原正清	下野太田原	五つ半より六つ	6	6	6	6
	堀市正藤原包周	玉取	（記載なし）				
	土方備中守源雄豊	勢州コモノ	五つより六つ五分	6	8	8	8
	小堀備中守源政之	小玉	五つより七つまてならし六つ	7	8	8	8
	井上筑後守源政清	未定、江府定詰	（記載なし）		6	6	6
	遠山信濃守藤原友奥	美濃の内苗木	四つ五分より六まて	6	6	4	6
	伊藤信濃守藤原長貞	備中の内河邊	不詳				
	堀備前守藤原有輝	信州須坂	三つより五つまて	5	6	6	6
	立花和泉守源種長	筑後の内今山	四つより六つまて	6	5	5	5
	溝口土佐守源政勝	塩澤	四つより五つ五分まて	5	6	5	6
	谷助十郎藤原衛廣	丹波の内山家	四つ五つ半まて	5	5	5	5
	加藤内蔵助藤原明友	（石見）河野	四つ半より五つ半まて	5	6	6	6
	一柳宇右衛門源直好	播磨之内小野	五つより六つ半まて	6	7	7	7
	佐久間備中守平勝義	信州長沼	四つより六つまて	6	7	6	7
	牧野新三郎源後号武成	越後の内奥坂	四つより五つまてならし四つ五分	5	5	5	
	織田信濃守平長成	和州の内柳本	七つより九つまて	9	9	9	9
18	織田豊前守平長定	戒全	七つよ（り）十まて	10	9	9	9
	酒井備中守源忠解	出羽大山	四つ五つ	5	6	6	6
	青木甲斐守丹治重兼	摂州豊嶋	七つ抨し	7	8	8	8
	戸田伊賀守藤原忠治	肥後の内富岡	五つ七つまて	7	6	6	6
	西郷若狭守源延貞	安房の内東條	四つ五つまてなり	5	6	6	6
	建部内匠頭源政長	播磨之内林田	四つより六つ五分	6	7	7	7
	前田右近太夫菅原利豊	上野七日市	四つより六つまて	6	6	6	6
	北條久太郎平氏宗	河州池尻	六つ七つ余	7	7	7	7
	高木主水正源正盛	河州丹南	六つより八つまて	8	7	7	7
	池田又八郎源氏董時	新宮	五つより六つまて	6	7	7	
	山口但馬守多良弘隆	近江水口	ならし六つ余	6	6	6	6
	小出与平次藤原氏後号有宗	陶器	不同なり故に祥ならす		7	7	7
	伊丹大隅守藤原勝政	未定	五より六つ二三分まて	6	6	6	6
	松平佐渡守源良尚	勢州長嶋	六つより七つまてならし五つに三分	7	7	7	7
	板倉内膳正源重矩	未定、江府定詰	四つより五つ五分まて	5	6	6	6
	森川出羽守源重信	小弓	四つより六つまて	6	6	6	6

出典：註８を参照。
註１：（　　）内は、筆者による補記である。
註２：空欄は記載がないか、数値化できないことを表す。

Recognition of Land Tax Rate in Earlier Period of Edo Era as Seen in a Book Written about Feudal Lord Reputation

FUKUZAWA, Tetsuzo

キーワード：太閤検地、年貢率、大名評判記
Keywords　：land surveying by “Taiko”, land tax rate, a book written about feudal lord reputation